## 浄化槽設置用地使用貸借契約書

新見市長(以下「甲」という。)と

(以下「乙」と

いう。)とは、浄化槽設置用地について、次のとおり使用貸借契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私有地のうち次の部分(以下「土地」という。)を、浄化槽 設置用地(以下「浄化槽用地」という。)として、甲に無償で貸し付けるものとする。

所	在	地	地	目	貸	付	面	積	位		置
					私有地		$\mathbf{m}^2 \mathcal{O}$	り内	別図	回のとおり	

第2条 土地の使用期間は、浄化槽用地としての用途を廃止するまでとする。

第3条 乙が土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物件その他新たに 権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は、譲渡人その他新たに 権利を取得する者に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を承継させ、 又は承認させ、当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

第4条 乙は、土地の上に工作物を建築しないものとする。

第5条 乙の都合により浄化槽の設置替えを要する場合は、甲に届け出て施工を依頼するとともに、当該設置替えに要する経費は、乙の負担とする。

第6条 前各条に記載のない事項その他この契約に疑義のある事項は、甲乙協議のうえ 決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自 その1通を保有する。

年 月 日

甲 新見市新見310番地の3 新見市 新見市長

印

乙 住所

氏名

※本人(代表者)が署名(自署)してください(押印不要)。

- ・法人の場合は、記名押印してください。
- ・法人以外でも、本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。